

第33回教育WG議事概要

1. 日時：平成18年3月29日（水）8：30～9：30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4共用会議室
3. 議題：文科省ヒアリング
「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の具体的措置事項のフォローアップ
4. 議事概要

事務局 それでは、少し早いですが、ただいまより第34回教育ワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。

本日は、第2次答申のフォローアップということで文部科学省の山中官房審議官にお越しいただきまして御説明をちょうだいするということで開催させていただきます。時間の方がちょうど1時間、9時半ということになっておりまして、次の御予定の関係で延長が出来ないということになっておりますので9時半ジャストに閉めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めに文部科学省の方から15分間御説明をちょうだいしまして、その後に質疑、意見交換をさせていただきたいと思っております。

御説明の順番等はお任せしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

山中審議官 文部科学省審議官の山中でございます。2次答申についての対応状況について御説明させていただきたいと思っております。お手元の「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」というカラーの表紙が付いたものと、それから「学校評価ガイドラインの策定について」というものと、ガイドラインが付いていると思っておりますので、それに従って御説明させていただきたいと思っております。

まず、学校選択制につきましては、市町村教育委員会が学校選択制について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分踏まえつつ、導入の是非について適切な検討が行われるよう、学校選択制の好事例をまとめた事例集を開示するということ。

あるいは、国としても学校選択制の導入の是非について、児童生徒や地域住民の意向を十分踏まえた検討を各教育委員会が行うことを求めようということ。

それから、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、就学通知の際に「変更の申立」ができるということに記載するように学校教育法施行規則の一部を改正すること。

更に、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、あるいは部活動等学校独自の活動など、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求めていくということがございます。これらを盛り込みました通知等も入っているのがこの資料でございます。2ページにはアンダーラインのところ「学校選択制の導入につ

いては、本事例集に収録された事例を参考に、市町村教育委員会においてその方法や効果等について認識し、その是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うようお願いいたします」、とあり、続けて、「就学すべき学校の指定については、学校教育法施行令 8 条により、市町村教育委員会で相当と認める場合には、保護者の申立により、変更することができることとされていますが、この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、学校教育法施行規則を本年 3 月に改正し、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すことといたしましたのでご留意願います。また、就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられますが、変更を相当と認める具体的な事由については、本事例集に収録された事例も参考にしつつ、各市町村教育委員会において、地域の実情等に応じ適切にご判断の上、予め明確にして公表するようお願いいたします。」と記述しております。

73 ページに関係法令を掲載しておりますが、このページの一番下に学校教育法施行規則を掲載しております。第 32 条第 2 項、アンダーラインが引いてありますが、これが新しく加えたところです。「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第 8 条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする」ということで、就学する学校を指定する通知の中に変更の申立てができることを示すことを規則条項で明記することとしたものです。

87 ページ、88 ページが省令改正に係る施行通知です。87 ページにありますように、「今回の改正は」ということで最初の が就学校の指定に係る通知関係です。88 ページの方で第 1 として「就学校の指定に係る通知関係及び就学校の変更の取扱いについて」ということで解説しております。「改正の趣旨」の 3 行目以下で、「この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、市町村の教育委員会が就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとする」としてその趣旨を明記しております。

それから、3 の留意事項の (1) の 3 行目ですけれども、就学校の指定に係る通知において、就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示す場合には、当該要件及び手続に関する事項についても併せて示すことが望ましいこと。あるいは (2) で、手続等に関する事項を定める際には、当該手続に関する事項として、保護者の申立に係る申立先、申立を受け付ける期間等を具体的に定めるとともに、当該要件に関する事項として、当該教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由を予め明確に定めておくことが望ましいことを明記しております。

また、(3) で、就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、この事例集等も参考にしつつ、

各教育委員会において地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであることを明記しております。

それから、(4)のところで「学年の途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うこと」を明記しております。

福井専門委員 学年の途中というのは、3年生の1学期から2学期にかけてとかいうことですか。

山中審議官 つまり、学校に就学している間です。在学中もということですよ。

事例集では、各地域でどんな形で学校選択制が行われ、現状はどうなっているのかを具体的な市町村名や問合せ先も明記しながら配布しております。これにより、学校選択制の普及というものを文部科学省としても示しております。合わせて、各種の会議でも紹介しながら積極的な検討というものをお願いしてまいりたいと考えております。

福井専門委員 この事例の中には、こういうふううまくいっているとか、あるいはこういうふううまくいかなかったという評価的なことは入っているんですか。

山中審議官 実績と傾向で4は大体評価というものを書いています。

福井専門委員 実績と傾向の中にですか。

山中審議官 例えば、13、14、15ページの品川区の学校選択制ですけれども、経緯と実績、傾向と「選択制のメリット・デメリットについて」について記述しております。

福井専門委員 44ページなどですと、「実績と傾向」で4がない。あるのとないものがあるんですか。

常盤木補佐 これは、我々で書いてくださいとお願いしたのですが、市町村教育委員会の判断でなかなかそこまで書き切れないというところもあります。

福井専門委員 書かれているところでネガティブな評価を書かれているところはありませんか。

常盤木補佐 余りないです。

福井専門委員 元に戻したなどというところはないんですか。選択制をやったけれども、うまくいかないからやはり指定制に戻したとか。

山中審議官 今のところは、戻したということは聞いていないです。そのうちに広がってくると……。

安念専門委員 バックラッシュはあるかもしれないですね。

山中審議官 バックラッシュというよりも、住民というか、子どもの数が変わった。合併などでその経済圏とか、そういうものが変わってきたことによってということはあると思います。まさにその地域の実情に応じた感じでいくのではないかと思います。これが学校選択制に関連することです。

次は「学校評価のガイドラインの策定について」です。学校評価については授業や学級経営、生徒指導等を含む学校教育活動に対する児童生徒あるいは保護者による評価という

ものを学校評価の一環として実施して、個人情報を開示した上でホームページ等で公表する。あるいは、その校長は保護者、児童生徒による評価結果を教育委員会に報告する。そういうものを使って市町村、都道府県の教育委員会が学校教育の改善のために適切に活用できるようにする。国は授業評価、学校経営、児童・育成指導等を含む学校教育活動に関する児童生徒、保護者による評価を3月につくる学校評価のガイドラインの中にしっかりと位置付けましょうということでございます。

福井専門委員 特に答申の力点は児童生徒、保護者による教育評価というところですが、その部分にかかる資料は。

山中審議官 そこは5ページから6ページにかけてです。まず一番基本になりますのは自己評価で、そこに関わるところです。5ページの一番下のところにありますけれども、各学校であらかじめ設定した指標等を用いてその達成状況、達成に向けた取り組みの状況を把握・整理する。その上で取り組みが適切かどうかを検証して改善方を検討する。

それで6ページですが、その目的の達成状況を把握し検証する。上から5つ目、その目標の達成状況の把握・整理と取り組みの適切さの検証では児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見、要望、児童生徒による授業評価を含む児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケートの結果を活用するとしております。なお、アンケート調査等の実施に当たっては匿名性の観点に配慮するというところでございます。

自己評価を検証する際に児童生徒、保護者のアンケート調査等、あるいは授業評価といったものも活用することを明確にしております。

福井専門委員 ホームページ公表とかはどこかにありますか。公開のことはまた、別途ですか？

山中審議官 6ページの一番下に、各学校は個人情報保護や安全確保に留意して自己報告書に記述して公表する情報・資料と非公表扱いの情報・資料を区分する。その次の9ページですが、評価について「自己評価の結果の説明・公表、設置者への提出」ということで、自己評価書を作り、これを公表する、あるいは提出する。の2つ目の丸で、自己評価書を学校のホームページに掲載するなどの方法によって広く一般市民に公表する。市町村教育委員会に対する提出ですが、各学校は自己評価書を市町村教育委員会、設置者に提出する。自己評価書を提出する際には、自己評価を行う際に利用した児童生徒、保護者、地域住民からの意見や要望、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケートの結果などの具体的な情報・資料を含める。これを活用できるように市町村教育委員会にもちゃんと上がっていくことを担保しております。

それで「積極的な情報提供」についてですが、各学校は説明責任を果たすとともに保護者、地域住民と情報課題を共有するという意味で、教育活動その他の学校運営の状況について保護者、地域住民に対して積極的に情報を提供することが求められているということで、学校が提供すべき情報としては、例えば下記のものと考えられる。目標・計画ですとか、学校の概要ですとか、学習指導、児童生徒の出席率とか。あるいは学校の安全とか保

健とか安全管理、保護者や地域住民との連携の関係、学校評価に関する情報ということで、学校の自己評価書、外部評価、保護者に対するアンケートの結果、学校の課題、改善方法等を含むとしております。

福井専門委員 いじめ、不登校の実態はいかがですか。

山中審議官 の「児童生徒」の生徒指導上の諸問題やそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態に含まれます。

福井専門委員 私学は。

山中審議官 私学に関しては、…。

福井専門委員 私学の場合、設置者に提出するという事は学校法人に提出するという事ですか。

山中審議官 各学校の法人に提出するという事でございます。

福井専門委員 それは、私学部局にも渡るようになってはいるんですか。恐らく公立の場合は非常に指揮系統がはっきりしていますが、私学の場合には結局ちゃんとやってくれているかどうかを担保する唯一のサンクションたりうる仕組みが私学助成ですので、そこある程度連動関係がある建て前にしておかないと実効性がなくなるのではないかという気がするんですけども。

山中審議官 それぞれの私学の自治といいますか、独自の教育活動というものがありませんので。

福井専門委員 もちろんです。独自にやるのはかまわないんですけども、独自にやっていることはちゃんと自己評価もやった上で、あるいは保護者評価もやった上でオープンにはしてくださいということは公立、私立共通です。中身は何をやってもいいんですけども、やはり情報という意味で、私学助成の部局にこういう情報がちゃんと報告される建て前にしておいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

安念専門委員 先ほど御説明いただいたいじめや不登校の問題、これは保護者にとってもまず最大の関心事の一つだろうと思うのですが、そういう言葉自体はこの中には出ていないんですが、今、審議官から御説明いただいた生徒指導上の云々という文言を読めば、学校現場の先生方はこの問題かなということがぴんとくるという仕掛けでございませうか。

山中審議官 生徒指導上の諸問題と言えば、いじめ、不登校、校内暴力等の問題ということですね。

福井専門委員 もし迷うことがあり得るようであれば更に例示を書いた方がいいかもしれないですね。

山中審議官 それは受け止め方によると思いますが、大丈夫だと思います。

福井専門委員 校長とか条件付き採用、指導力不足とかはいかがですか。

山中審議官 それは教員評価の方で考えていまして、今そここのところは通知をすることで通知文を作成中です。今の説明で抜けておりますのは、答申の中での免許。採用制度の改革と、それから教員評価、個別の組織としての学校、あるいは教育委員会の取り

組みでなくて教員の免許と採用の問題、それから教員評価の問題、こちらの方は別途通知を今、準備中です。

福井専門委員 今日の話題ではないんですね。また別途ということですね。

山中審議官 別途、今作っております。それで今、準備中なものですから今日はまだお示しできません。

いずれにしてもここで盛りられておりますことを盛り込みます。教育免許・採用関係では免許を有しない者の採用選考の拡大、特別免許状の活用の促進、任期付き任用制度の活用、教員採用における公正性の確保、また、教員任用評価、処遇等の対策ということで、児童生徒、保護者の意向についてなど……。

教員評価のシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう取組を促すべきであるとか、校長評価制度の確立、学校の管理についての校長の能力、実質的な任命権者にかかる、客観的に評価する制度であるとか。この辺り条件附採用制度の確立ですが、この辺りはここには入っておりません。これは別途、通知を行う予定です

福井専門委員 平成17年度中というあと数日で終わります。

山中審議官 数日で。今、準備しております。

福井専門委員 事前にお聞かせいただける余裕はありますか。

山中審議官 ちょっと難しいんじゃないかと思います。

福井専門委員 それはやはり数日にしろ、公文書で発出される前にこういう場で教えていただきたいのですが。そういう機会がもう数日なので設定できないとしたら、むしろ4月に食い込んでその方が望ましい。

山中審議官 閣議決定で、これは本年度中にやるとなっています。17年度中に措置ということで準備しております。

福井専門委員 そうすると、やはり今日ある程度中身を具体的に教えていただいた方がいい。今日が唯一の機会だとなると。

山中審議官 今日が唯一の機会になると思います。

福井専門委員 そうであれば、その部分もお願いします。

山中審議官 これについては教員採用、それから特別免許状の活用促進とか、この辺りについては通知をする。その際にはここに入れられているようなことについて、教員評価についての留意点等、これらも盛り込んで教育委員会に通知する予定です。

福井専門委員 審議官でなくても事務的で結構ですので、当会議に案文がある程度固まった段階で発出される前に議論させていただく機会はありませんか。

山中審議官 これは私どもとしては、今のものもそうですけれども、措置するというところでこういうふうに取り組みますということは文部科学省として取り組みますので。

福井専門委員 その措置する中身については閣議決定事項ですから、内閣として措置するわけですね。

山中審議官 内閣として措置するんですけれども、これはそれぞれの当該省庁がやるこ

とですから、通常であれば例えばフォローアップというのはどういう形で行われたのかということで、恐らく4月ならば4月までにやるということになっておりますので、やったことについてこういう形で実施いたしましたということを御報告するような感じが多いと思いますけれども。

福井専門委員 そういうことは従来、教育ワーキングでは、あらかじめできるだけ議論をさせていただいてきているし、今回もそうしていきたいと思います。発出の前にお願います。別にむちゃなことは申し上げませんので、一応念のためということで。

安念専門委員 私どもが文科省に伺うことでももちろん全然構いませんので、何とでも時間のやりくりは付けますから。答申がどういうふうの実現されているのか、私どももやはり責任が問われますので。

山中審議官 それは、こういうふうになりますというところはお知らせしますので。

福井専門委員 できるだけ早目に、ラフなものでも結構ですのでお願いします。

山中審議官 いずれにしても、私どもとしても外に出すからには、こういうものを出すということは、しっかりと上まで上げた上でないと、これはこれですということでお示しできません。しっかりと上まで上げて、そこでの指摘等を反映させて形にしていくということをやっていますから。

福井専門委員 こういうやり取りの場合、もちろん事務的にそれでびしっと確認ができていけばいいんですけども。これは文科省でも私学審のときに多少あったんですけども、口答での会議報告でしたが、これだとフォローとしてはまずいのではないかとということでもう一回通達を出し直していただいたり、別の部署ですけども、手戻りの経緯がありましたので、多分時間と労力の節約のためにも、できるだけ調整させていただき期待とします。その方が手戻りがなくて、御省にもメリットがあるのではないかと思います。是非御協力いただきたいと思います。

山中審議官 協力できるところは協力いたしますけれども、いずれにしても私どもやるというところはやりますので。

福井専門委員 御説明は以上ですか。あとは質疑応答をお願いします。まず選択制ですが、基本的には大変すばらしい資料をまとめていただいてありがとうございます。答申の方向で一生懸命取り組んでいただいたと思います。

その上で若干、懸念の御指摘なのですが、答申の選択制、事後的な就学指定の変更の手續の答申案文は実はこうなっているんです。「いじめへの対応、通学利便性などの地理的な理由、部活動等、学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて具体的な内容をあらかじめ明確にし、公表するとともに、国としてもその具体的な例を示しながら各市町村等に意見を求める。」

この書き方は、大臣どうしの折衝でもかなり具体的に論議があった点ですが、変更の理由として相当と認められるもの、すなわち条文解釈上の相当と認められるものについて、端的にこの「いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動」というものが当

然の例示として挙がっているわけですから、これらに当たる場合で変更を認めない場合はないというのが我々の理解です。

そういう観点からすると、この2ページの案文の最後のところですが、「変更する場合としては、例えば何々が考えられますが、相当と認める具体的な事由は地域の実情等に応じて適切に御判断の上、あらかじめ明確にして公表する」とある。これだと、「例えば」になっているのにすぎないので、部活動等学校独自の活動を事由とする場合でも、適切に判断しさえしたら、ある自治体では相当な理由には当たらないことになる、という解釈が可能であるかのごとき誤解を招きかねない。

これは元の答申にあるように、変更の理由として相当と認められるものというものについては裸の例示で合意しているわけですから、法文解釈上の相当と認められるという、少なくとも大臣折衝で例示に挙がった幾つかのものは、こういう場合には自治体の方で相当と認めないことにしてはいけない、ということがはっきり受け取り手にわかるように若干の修文をお願いしたいと思います。

山中審議官 この変更の申立ができるということと、それから変更の理由として相当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表する。それから、国としても具体的な場合の例を示しつつ市町村教育委員会に求めるということですから、そういう相当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表するんだということで、その相当と認められるという例示としていじめへの対応、通学の利便性等の地理的な理由、部活動等学校独自の活動など、変更の理由として相当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表するということですから、これでいいんじゃないでしょうか。

福井専門委員 これは当然に入るわけですから。相当と認められるものとして入ることになるというわけです。具体的な場合でもその細目として。

山中審議官 具体的な場合はあらかじめ明確にして公表する。変更の理由として相当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表する。その例示がここに挙がっているものですから、いいのではないのでしょうか。

福井専門委員 相当と認められるということは、ここに書かれているのは当然包含しているわけですね。その中でどういう場合が具体的な場合かということをやよりわかりやすく示すという意味です。

山中審議官 具体的な場合をあらかじめ明確にして公表する。変更の理由として相当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表する。

福井専門委員 例示でやられるのであれば、少なくともこれならば当然に相当と認められるものである。ほかにもあるだろうけれども、それは自治体の判断で当面考えてください。そういう意味です。

山中審議官 これは、それぞれの自治体によってどういう場合を具体的な場合としてあらかじめ明確にして、それが具体的な場合をあらかじめ明確にして公表する。それは各自

自治体が変更の理由として相当と認められる、こういう場合ですよということをあらかじめ明確にして公表する。国としてもそういう具体的な場合の例を示すということですから、ここに挙げているようないじめの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合というものを具体的な場合に示して各教育委員会に検討といいますが、あらかじめ明確にして公表して欲しいというわけです。

福井専門委員 端的に言うと、部活動を理由としてだめという市町村教育委員会が出てきてもいいんですか。我々はよくないと理解しています。確実に閣議決定で決めたことは、ここにある例示を理由とされた場合、虚偽の申請だったりしたら別ですけども、真実である限りは、それを尊重させるということがこの合意事項のポイントです。

山中審議官 相当として認めるものについてそれぞれの市町村、教育委員会の方で明確にして公表しろということを行っているので、その明確にして公表する場合にどういう場合だということ为例示しなさい。国としてもその例示の例というものを明確にしなさいよということを行っています。

福井専門委員 頭の2行を条文解釈として読んで頂くとどうですか。

山中審議官 これは、法律の条文でもないで……。

福井専門委員 閣議決定ですから行政内部では法解釈と同じ意味です。変更の理由として相当と認められるという概念を裸で提示しているわけです。規則の解釈のレベルでは相当と認められる場合には当然に変更する必要があるわけですね。そうであれば、ここに書いてある、やり取りのときにも文科大臣も言われていたと思うのですが、そういうものは当然いいんです、ということで了解しているわけですから。

山中審議官 それは、当然そういうものを例示として挙げる場合というのが相当な理由として入るでしょうけれども……。

福井専門委員 入るわけですね。多分違うことを言っているわけではないのですけれども、この前書きを見ると、これだと、例えば考えられるが、地域の実情で適切に判断し、あらかじめ明確に公表する、この「例えば」の例示を落としてもいいという裁量があるから。こういう読み方も論理的には成り立ち得ます。

誤解を与えるので、こういう場合は相当と認められる典型的な事由です、とすべきです。そのほかの部分については自治体ないしは教育委員会で適切に判断してくださいということならばかまわないけれども、そのニュアンスが論理的に少しずれている。

山中審議官 それはそれぞれの市町村の実情といいますが、どういうところに学校があって、どういうクラブがあって、どのくらいその子どもが住んでいるとか、そういうところを踏まえながらそれぞれの市町村でどういう場合が考えられますよということをあらかじめ例示しているのが、いじめ、利便性、部活動等学校独自の活動ですけども、それを全部やらなければだめだということでもなく、それはそれぞれの市町村の方で考え、地域の実情に応じた形で考えて、そしてあらかじめ明確にして、この場合はこういう場合がありますよということをあらかじめ明確にして公表する。

就学校の変更という場合はいろいろ具体の実情にあって、それぞれの教育委員会が認める場合があるんでしょうけれども、その場合はこういう場合がありますよというのを具体的に例示して、制度的に言えばこの学校ですよというのを教育委員会から保護者の方に通知してくるわけですから、通知した場合に変更してくださいと申し立てることができるという、その制度はあるんです。

それはあるし、あることを保護者にもちゃんと明確に学校を指定したときに伝えましょうと。ここが本筋といいますか、そこが制度なんです。その場合に、では保護者としては私の場合はどうでしょうかという部分があらかじめわかっているならば、ああそうか、特にやりやすいなということがわかるだろうから、そういう場合もそれぞれの地域で考えて、こういう場合もありますよということをお知らせしておいてくださいということになっている。そうすれば、申立てをやる場合、ああそうか、いろいろできるんだなということがわかるから、その仕組みというものを使いやすくするということになるのではないかとということで、そういうものも例示しましょう。

ですから、これは運用の中の話で、仕組みとしてはまず就学校の指定が教育委員会からあったらそれで終わりということではなくて、これを変更してもらいたいということが保護者は言えるんです。

福井専門委員 趣旨は間違っていないですよ。具体的に申し上げますと、こういうふうに書いてほしいんです。例えば、「また」以下の5行だけですけれども「就学校を変更する場合」とありますね。この「場合」を「就学校の変更をするに相当と認められる理由としては」云々として、その後「部活動等学校独自の活動等が考えられます。」で、次に「変更をする具体的な場合」、これも答申に合わせますが、「具体的な場合については」云々というふうにするのがより正確だと思いますが、御検討いただけますか。論理的には変わっていないと思います。後ろの方はそれに合わせて御検討をお願いします。

山中審議官 これは制度としては就学の指定というのは教育委員会がやるんですけれども、これが決まったら保護者は絶対にそれに従わなければならないとか、決まったらそれで終わりだということではないんですよ、そこは保護者としてもそういう意見は言えますよという、その制度なんです。

そういうものが使いやすくしないと、申立など制度上は仕組みの上で堅いことだけ書いてあって、保護者が使うのは難しいじゃないかということもあるので、そういうことで具体的にこういう場合にはということ、市町村教育委員会の方もそれぞれの地域の実情を見た形で、こういう場合はということを示してくださいねと。

福井専門委員 そこは同じです。論理的な意義を正確に言っていただきたいので、今、申し上げたことを書いていただきたいのです。

山中審議官 私どもとしては、ここに一定の措置事項として17年度中に措置だということで、いじめへの対応とか、通学の利便性とか、相当と認められることについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表するよということなんです。

福井専門委員 さっき私が申し上げたのは、要するに閣議決定文書と論理的に同じはずです。決して意味を変えるわけではないので持ち帰って検討してください。

山中審議官 私どもは先ほども申し上げましたけれども、こうやってお持ちするものはこういうものを表現しているということで十分に趣旨も踏まえて。

福井専門委員 閣議決定の中身の政策の解釈は内閣としてやるんです。我々も内閣の一員ですから、尊重していただかないと。

山中審議官 実態的にやるのは文部科学省の問題です。

福井専門委員 こういうふうに1回出ると混乱しますから、最初からちゃんとやっていただかないと。

山中審議官 そういう御意見があったことは伺いましたけれども。

安念専門委員 しかし、そもそもこの答申の中にはいじめ、通学、部活というのは3つ出ているわけですし、その上で国としても具体的な場合の例を示すというわけだから、明確に挙がっている3つは変更としては余りにも当然。更に軒先をずいぶん出して軒先の具体例を文科省さんとして示してくださいよという心がこの答申の中にはあるはずです。

ところが、残念ながら今回の文書では答申に余りにも当然のこととして例示されている3つだけしか入っていないというのはちょっと寂しいと思います。

福井専門委員 もうちょっと積極的なニュアンスが欲しいんです。

山中審議官 ここに書かれていることは、私どももその趣旨というか……。

福井専門委員 これは後でこちらからも示しますけれども、その論理的な意味は変えませんが、この2ページと、それから後ろの方の通学について。こ

山中審議官 どうも論理的な意味は……。

福井専門委員 論理的な意味がやはりずれているというのが我々の解釈なのです。

山中審議官 ずれていないです。

福井専門委員 それから、87ページからの通知案文と、それから前書きの課長名義のもの両方とも、ベースになるのは尊重閣議対象の2次答申の文言ですので、具体的に規制改革会議の答申はこうなっていて、それが尊重閣議の対象になっているという、この実際の文言を両方に入れていただけませんか。そこが原点ですので。

山中審議官 その前の86ページに添付されるということでやっておりますので。

福井専門委員 これを受けてやるんだという論理的な意味が87ページでは読み取れないので、もう少し連動関係があるということがはっきり言えませんか。もともとはこれが発端なわけです。それが読み取れないんです。

山中審議官 この辺りは8ページのところで解説してあって、今まで学校選択制についてもどういう取り組みを就学の弾力化でやってきたかという取りまとめ、閣議決定が行われていてそうになっています。そういうふうなことで、私どもとしてはしっかりとその流れ、経緯とか、趣旨とか、その辺は今までの取り組みも含めて明確にやっていきたいと。

福井専門委員 どうせならば局長通知の中に一言入れてください。

山中審議官 具体的なものも全部出して、それでやっていますから。

福井専門委員 9ページの上3行もやはり不正確だと思うんです。さっきと同じです。本当はさっき安念委員が申し上げたようにもっといっぱい書いていただきたかったのですが、どうもそれは余り気が進まないようですから、そうだとすればもともとの答申の論的な意味は変えないようにお願いします。

山中審議官 論理的意味は変えていません。

福井専門委員 それが我々はそういう解釈ではない。

山中審議官 私どもが変えないと言っているのですから。

福井専門委員 さっき申し上げた部分に修正いただくように御検討をお願いします。この場で即答でなくても結構ですから。

山中審議官 私どもも措置するんだということで、それに合わせた形でやっているということです。

福井専門委員 これが出てしまってからもう一回またそれについて文言が答申の内容に即しているかどうか、また議論するのも無駄な労力でしょう。時間もかかる。

安念専門委員 文部科学省さんの名前で発出されれば、これは非常に権威のある文章で尊重されるのは目に見えているわけです。それは当たり前の話です。そうすると、この文章のニュアンスというのは、それはそれで大切に、その答申に出ているいじめ等の3項目については当然に変更を認める。そのほかにも変更が認められてしかるべきなんだというニュアンスで読みとれるか。それとも、3項目の中でさえ変更を認めないことがあってしかるべしというニュアンスで読まれるか。これはやはり現場にとっては非常に大きな影響を与えるんじゃないかと思うんです。

福井専門委員 大変重要な論点です。

山中審議官 それぞれの変更の事由で適当と認められるものについて具体的な場合をあらかじめ明確にして公表するんだと。その場合に、国の例示を明示する…。

福井専門委員 冒頭に私が申し上げている方が答申に近いので、おっしゃるような読み方があるか、ないかはともかく、元の文章を変えないでいただきたいのです。

山中審議官 読み方があるかないかということではなくて、少なくとも法解釈というものは法律ではないから法解釈のしようもないけれども。

永山室長 要するに、基本的に現行の政令において就学校の指定の変更については市町村教育委員会が相当の理由があると認める場合には申立てに基づいてできるということで、これは基本的に昨年の年末の議論で政令改正の議論をしなかった。それは確かだと思うんです。したがって、政令では相当の理由というのは市町村教育委員会の自由裁量なんです。

安念専門委員 自由裁量なんて解釈はありませんよ。それはあり得ない。

山中審議官 市町村が判断する際の具体的な事由をそこで書いてくれと。

福井専門委員 違います。内閣が相当と認められるものが何かと決めれば、政令も連動しなければおかしいん。

永山室長 理論的には政令改正しろというふうには言われているんですか。

福井専門委員 全然違います。

安念専門委員 「相当の理由」と書いただけで自由裁量だというのは、ちょっと解釈が違うと思います。

山中審議官 相当と認めるというのは法全体の解釈としてどういうものが入るかということです。相当性というものはその法律の解釈の中でその制度の趣旨とか、そういう中で何が相当かについて制約があることは当然のことで、その当然のことの中で市町村教育委員会というのは方向性を判断しなければならない。

あとは指導行政といいますか、そこの部分の指導や助言はできますけれども、今の地方分権といいますか、一括法もありますから、私どもが指導、助言、援助ができるのはこの範囲である。そこのところで超えたことをやろうということになれば、制度的な問題としてどうするのかという点は残りますけれども、先ほど来申し上げているようにこれについて指定するんだというときに、指定した場合に保護者の方は申立てができますよと。それは制度的にもしてますし、今まで活用を余りされていないんじゃないか。

それはなぜかということ、指定したときにこういうことがあるということ保護者は余り知らないんじゃないか。あるいは、市町村教育委員会も知らせていないんじゃないかということがあった。そういうことも含めて、今回ちゃんと明確になる。それならば相当と認める理由という場合もあらかじめしっかりと示しておいた方が、具体的に示した方が、それを使う者からしてもいいのではないか。

福井専門委員 それはいいんです。相当と認められる理由については政令解釈ですから、法解釈の有限解釈権限は一義的には内閣で、最終的には裁判所にしかないんです。

裁量があるということを別にすれば、法解釈権限は自治体にはありません。

山中審議官 それは具体の……。

福井専門委員 そういう難しい議論は要らないんです。私がさっき申し上げたのはそういう議論を避けたわけですから、具体的な文言に即して下さい。

山中審議官 避けたやり方は…。

福井専門委員 違います。答申案文どおりの論理で。

山中審議官 私ども答申案文をそのまま論理的に書いたものだと思います。

福井専門委員 それは、解釈が違いますから、我々としてはそれは閣議決定の文言の達成ではありませんよといわざるを得ない。

山中審議官 そこは解釈の違いということではないでしょうか。

福井専門委員 何か支障があれば教えてください。さっき御提示した案で支障ないと思いますから。

別の方を見ていただければと思います。時間がないですから。学校評価ガイドラインの6ページで、これも年末に審議官との御議論の中で、匿名性の担保に配慮するというのは裸で書きます、ということでした。例えば学校名を公表しないとかというようなことにな

ると逆の方にいってしまいますので、この匿名性は、あくまでも我々の念頭にあるのは、どの先生の評価を、どの保護者やどの生徒が記入したのかが、絶対、評価された方の人にわからないようにしてほしい、ということです。

例えばよくあるのは、実際に現場の中で最近聞いた話なんですが、現場でアンケート票を配って、その場で生徒に書かせたものを評価される担当の先生が回収する。これはナンセンスです。ヨーロッパやアメリカの学校評価制度や教育評価制度でそういうことはあり得ない。評価される人は回収に一切タッチしないんです。大学の教師評価でもそうです。

そういうことを具体的に書いていただかないと、単に匿名性の担保に配慮という程度で、今のようなことも含まれているんだというようなうたい方だと、現場は成熟していませんから危ない。評価される人が評価者を特定することがないように、例えば回収に当たって評価される人は一切関与させないようにするなど、十分配慮するべきである、という趣旨のことを具体的に盛り込んでほしい。

当たり前ですけれども、評価された人の目に触れるかもしれないと思えば、正直なことは絶対書けません。そこはイギリスでもオランダでも極めて厳格に担保されている。余りにも当たり前の配慮ですので、わかるように具体的に書いていただきたいと思います。

山中審議官 ここは初めの方はアンケート調査といいますか、そういうところですので、匿名性の担保に配慮する。

福井専門委員 その匿名性の中に入るのはこういうことなんだということをもう少し具体的に書いてあげた方が親切です。

戸田専門委員 時間がないけれども、もう1つ2つ、今回の資料ですけれども、私が老眼のせい、重要なことが2つばかり落ちていないかという気がするんです。

ファクトの問題ですが、例えば職員会議録というのが1つございますね。それから、評価に関する情報で保護者、児童生徒による授業評価結果、満足度調査結果、この2つが抜けているような気がするのですが、わざわざ落とした何かねらいといいますか、文科省のお考えがとおりですか。学校のいわゆる情報開示、つまり学校評価ガイドラインの9ページ、10ページです。

角田視学官 職員会議については、それぞれの学校や地域でかなり扱いが違う状況だと感じております。、この中で職員会議録を一律に位置づけるよりは、学校の運営の状況についてお示しの方がよろしいのではないかと。ここだけは御指摘のとおりにはしていません。

戸田専門委員 学校によって状況が違うというのは具体的にどういうことですか。

角田視学官 それぞれ職員会議録をどのような形で作成するのが違うのではないかと。ということです。

福井専門委員 生徒の個人情報が出題になっているならもちろん控えるべきかもしれませんが、学校の管理運営の方針というのが、自治体のまさに納税者のお金で運営されている学校を見せない趣旨の表現ならば、何であるのかということになる。

角田視学官 あとは職員会議の位置付けでございますけれども、今の学校の中では議論

して、そこで意思決定するような場ではございません。本来的にはどう行うかについては目標や具体的な計画の中に現れているわけですので、その内容について開示するということが適切ではないと判断させていただいた。

福井専門委員 最終的にはプライバシーの配慮、あるいは個人情報の配慮で非開示があり得るにしても、本来の管理事項は市民にも生徒にもわかるようにしていただいた方がいい。基本線は同じだと思うので、例示にはせめて入れてください。

角田視学官 職員会議で決定をして、そのとおりにやるということではない。

福井専門委員 そういう意味ではなくて、職員会議でどういう議論があったのかということはやはり無関心ではいられないと思う。別に意思決定機関ではないという解釈はそのとおりだと思います。だけど、議論自体を不開示にするというのは、個人情報が入っていないときに何でそんな必要があるんだろうというのが普通感覚です。

角田視学官 例示するということが答申指摘の事項はほとんど入れさせていただいている。そこで十分足り得るのではないか。

戸田専門委員 ほとんど入っているけれども、どうでもいいような、プライオリティを付ければ一番大事な職員会議録、あるいは保護者の……。

山中審議官 職員会議が一番大事だというのは、そういう市町村なり教育委員会というところもあるかとは思いますが、職員会議というものの役割自体について……。

戸田専門委員 保護者にとってということです。保護者の視点からいけば、やはりどうということが学校で議論されていて、学校運営に関わるような重要な事柄が、何がどういふふうに議論されているかということは、やはり開示して当然なんじゃないですか。別に教育委員会や文科省に対して開示するわけではない。開示は地域住民や保護者に対してするわけですから、そういう意味では地域住民や保護者が一番知りたいところをまず開示していくというのが筋ではないですか。

福井専門委員 更に申し上げれば、職員会議が意思決定機関ではないという法令上の建て前を文科省が正当化されようとしているのは我々も承知していますし、それは結構なのですが、現実には現場の実態は、職員会議は意思決定機関で、校長の上意下達機関ではないという意向ないしは意思表示を持って、事実上そこが意思決定機関に化している学校現場が多数あるということも承知しています。

だとすれば、なおさらそういう実態を開示していただかないと正常な学校運営をされているかどうかについて、設置者や保護者は検証のしようがない。そういう意味でも非常に重要です。

安念専門委員 親は先生がどういう人が知りたいというのが一番じゃないですか。職員会議の権限がどうかなどというよりは、どんなことを先生方は話しているんだろうと、それを知りたいのは当然じゃないですか。それは児童生徒による授業評価を含むという表現があるのですが、これの公表というのは自己評価の公表という中に含まれるというふうに考えてよろしいんですか。

角田視学官 アンケート調査は「学校評価に関する情報」の中で表示しております。

戸田専門委員 すり替えられてしまうとこまるのですけども、評価というふうにこちらの方ではお願いしているわけなんです、それがアンケートに……。

福井専門委員 アンケートにも、満足度アンケート調査など、元にあった論理的な意味がわかるように少し補強できませんか。満足度に関するアンケート調査結果はじめ、決まったリストの中にあると思うんですが、それと今の職員会議議事録について御検討ください。

山中審議官 「評価の項目、指標の例」というのは網羅的に、14ページ以下にありますが、これを参考にしてくださいということです。個人情報とかありますけれども、そういう中で組織運営を通じて学校の責任体制の整備や、学校経営の現況を評価していく。

戸田専門委員 もう一つ聞くと、審議官にもおいでいただいて、現場でも今、学校評価ということがしきりに行われているけれども、非常なすり替えだとか、ごまかしだとかがあるものすごく多いんですね。具体的には、例えば教員同士で教員評価をしている学校もあるんです。そんなものはお仲間であれ合いでしょう。

山中審議官 そういうことにならないよう校長が責任者としてしっかりすればよい。

戸田専門委員 これはやはりきちんと授業なり、学校の教育サービスを受けている側の評価を具体的に入れなければだめだと思うんです。そういうシステムをお願いしているわけですから、そのところの趣旨をやはり御理解いただきたい。

山中審議官 いろいろな面で学校組織をいかにして活性化するか。そこが中心ですから、そのためにどんな手段を使って教員の評価を行うか。うまくいかない学校もあるかもしれないし、うまくいく人もあるかもしれない。これでうまくいく人もあれば、だめな人もいる。そういうものの全部やり方が、しかもうまくいかないところは、これはやはりさらっと、それはそれで……。

戸田専門委員 下手なボクシングと同じで、いろいろな手数を出しているようだが決定打になっていないから。

山中審議官 これを決定打にしようと思いついてやっていますけれども、おっしゃるように、すべての仕組みはそれを運用する人たちが、それに沿って運用してもらわなければならないので。我々がガイドラインを作ったら、それで全国の学校は非常にうまくいくと思うんです。そういうものにしたいと思ってやっています。

福井専門委員 それはもちろん同じです。

基本的にはいい方向でやっていると評価しておりますので、それを前提にしてもう少しの工夫でよりよいものにしていただければということです。若干の文言的な修正については事務局から紙で整理して出させていただきますが、前向きにとらえていただければと思います。よろしくお願いします。

山中審議官 私どもとしては、このガイドラインについては去年から文部科学省の内部の検討会を組織して、いろいろ実際にやっている自治体、市町村、学者の方々、それから

外国の例とか、そういうものも全部考えながら、日本でうまくこれを機能させるためにどうするかということも考えながらやってきました。

福井専門委員 御尽力はわかっています。

山中審議官 だから、それをうまく現場でやっていく。実施状況はどうかということについての報告を求めます。そうすると、これをまた変えなければならないと、私どもも思っております。これで済んだものとも思っておりません。学校評価の仕組みというものを日本の中でどうやって実施していくか。これは個々の学校の取り組みですが、国が本当に具体的にどこまでやるのか。これはガイドラインだけなのかどうか。それ以上のものがあるのかどうか。そういうことも含みながらやっていきたい。

学校をよくしたいという思いは変わらないと思いますので、私どもはこれをまず十分消化した上で、いろいろなことを盛り込んでいく。答申に書かれていることはすべて反映していると考えおります。

福井専門委員 我々の意見としては出させていただきますので、是非尊重していただきたいと思っております。

事務局 では、ありがとうございました。お疲れ様でした。